建設リサイクル法第10条に基づく届出の電子申請による届出手順

【重要】 届出日について

届出日は、届出が京都府・市町村共同電子申請システム(以下「システム」という)上に到達した日となります。平日夜間及び休日も受付可能です。

届出書又は添付図書に重大な不備がある場合、本市から再届出を指示しますので、改めて届出をシステムで出し直していただきます。この場合、届出日が変わるため、工事着手可能日が後ろ倒しに変更になりますので、御注意ください。

1 電子申請専用の届出書をダウンロードする

電子申請専用の<u>「建設リサイクル届出書(京都市電子申請専用).xlsx</u>」(変更届出の場合は「建設リサイクル変更届出書(京都市電子申請専用).xlsx」)を、京都市情報館からダウンロードしてください。電子申請で届け出る場合は、必ず電子申請専用ファイルを使用してください。

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281946.html

2 電子ファイルを準備する

- (1) 電子申請専用ファイルに必要事項を入力してください。Excel のファイル名は「建設リサイクル届出書(○○)(京都市電子申請専用).xlsx」(変更届出の場合は「建設リサイクル変更届出書(○○)(京都市電子申請専用).xlsx」。○○は自由入力。未入力でも可)としてください。
- (2) 届出に必要な次の添付図書を<u>それぞれ PDF ファイル (カラー・400 dpi 以上) とし、これらを</u> ひとつの zip ファイル (10MB以下) に圧縮してください。zip のファイル名は「添付図書(○○) .zip」(○○は自由入力。未入力でも可) としてください。
 - · 付近見取図

(できる限り既製の地図等を利用し、工事場所が確認できるもので、縮尺1:1000~1:1500程度)

- ・ 配置図 (敷地との最短距離及び前面道路の幅員の寸法を記入したもの)
- ・ **設計図**又は**写真**(立面図4面、工事範囲を示す図面、解体対象物の写真、等)
- ・工程表
- ・ **委任状**(発注者の代理人が届出を行う場合のみ) なお、変更届出を提出する際は、変更の生じていない添付図書も一式改めてご提出ください。

|3| 京都府・市町村共同電子申請システムを使用して届け出る

- (1) システムの専用ページ「【京都市】建設リサイクル法届出・通知」にアクセスしてください。 URL: https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=citykyotokensetsurecycle
- (2) 受付フォームに、連絡先のメールアドレスを入力してください。
- (3) 申請の種別を次のとおり選択してください。
 - ・ 届出の場合、「建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出(民間工事)」
 - ・ 変更届出の場合、「建設リサイクル法第10条第2項に基づく変更届出(民間工事)」
- (4) 電子申請専用ファイル(Excel ファイル)及び添付図書(zip ファイル)を添付してください。
- (5) 「申請内容の確認に進む」をクリックし、メールアドレス及び添付データを確認した後、「申請する」

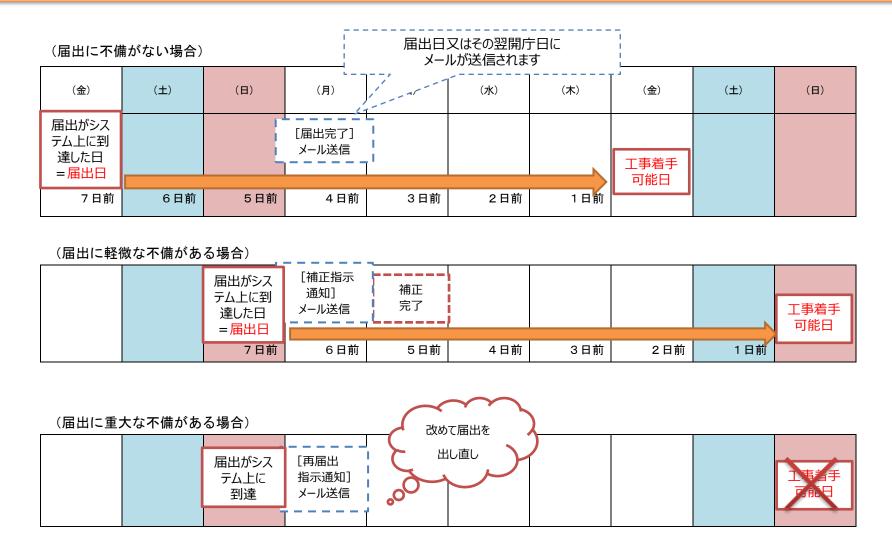
をクリックしてください。

(6) 連絡先のメールアドレスに [到達通知] メールが自動送信されます。到達番号及び問合せ番号を確認してください。

4 届出完了

- (1) 届出に不備がない場合は、届出日の翌開庁日までに [届出等完了] メールが送信されます。届出に軽微な不備がある場合は、[補正指示通知] メールが送信されます。これらのメールが届かない場合、お手数ですが建築安全推進課(075-222-3613)まで電話連絡してください。
- (2) [届出等完了]メールの受信後、メール内容に従ってシステムにログインし、「届出等完了のお知らせ」をクリックし、PDF データで届出日と受付番号を確認してください。
- (3) 届出済シールは、「届出完了のお知らせ」を印刷し、切り取って御利用ください。 変更届出の場合、元の届出が受け付けられた際に交付された「届出完了のお知らせ」に表示されている届出済シールは利用せず、変更届出が受け付けられた際に交付された「変更届出完了のお知らせ」に表示されている届出済シールを御利用ください。

届出日についての注意事項



電子申請システム届出イメージ図 届出者 建築安全推進課 1 電子申請専用の 届出書をダウンロードする 3(1)~(5) 電子申請システムを 使用して届け出る 2(1)(2) 電子ファイル 届出の到達 を準備する 3(6) [到達通知] メールの送信 ※届出の補正について 補正がある場合は、「補正指示通知」のメールを送信します。 補正指示内容に従い、 届出を補正してください。 届出に不備がある場合、 [補正指示通知] メールの送信 補正内容を確認し、 届出内容の確認 届出を修正する 電子申請システムで送信する 4(2)「(変更)届出完了 「(変更) 届出 のお知らせ」から届出日と 完了の 受付番号を確認 4(1) [届出等完了] メールの送信 お知らせ」発行 4(3)「(変更)届出完了 のお知らせ」を印刷し、切り取 って、シールを作成

工事着工